



答 申 第 5 6 0 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 18 日付け神ここ第 7365 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定不妊治療費助成システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 特定不妊治療費助成事業の実施にあたり、電子計算機処理により申請状況を一元的に管理し、申請要件の確認や実績報告用データ作成、通知書発行等を行うことは、申請への迅速かつ正確な対応を可能とし、事務の効率化を図るもので、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

特定不妊治療費助成システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎第 11 条第 2 項に該当する情報

【基本情報】

登録番号
氏名
住所
生年月日
性別
電話番号

【治療内容等】

受診医療機関
治療期間
治療内容
症例登録番号
治療方法

◎妊娠の有無

【助成金に関する事項】

申請日
受理日
所得額
口座情報
治療費
申請額
助成金額